

## I 規則の変更手続

- (1) 規則で定めるところによりおよそ次のような手続を経ることが必要となる。(法 26 条 1 項)
  - ① 規則の変更につき、責任役員会の議決。
  - ② 規則に、規則を変更しようとするときは、その他の議決・諮問機関（檀徒総代、崇敬者総代、信者代表、信者総会等）の同意を得なければならない旨定めがある場合は、その同意。
  - ③ 規則に、規則を変更しようとするときは、包括宗教団体の承認を得なければならない旨定めがある場合は、その承認。
  - ④ 被包括関係を廃止するとき、又は被包括関係を設定するとき、規則変更の認証申請の少くとも 2 月前に、信者その他の利害関係人にその旨を公告する。(法 26 条 2 項)
  - ⑤ 被包括関係を設定しようとするときは、申請前に包括宗教団体の承認を受け、又は、被包括関係を廃止しようとするときは、前項の公告と同時に、包括宗教団体に対してその旨を通知する。(法 26 条 3 項)
- (2) 所轄庁へ規則変更認証の申請をする。(法 27 条)
- (3) 所轄庁から受理通知と変更認証を受け、変更認証書、変更した旨を付記した規則（及び登記事項に変更がある場合はこれらの謄本）の交付を受ける。(法 28 条)
- (4) 変更しようとする事項が登記事項に該当するときは、認証書の交付を受けてから 2 週間以内に変更登記を行う。(法 55 条)
- (5) 変更登記後、その登記事項証明書を添えて、所轄庁に届け出る。(法 9 条)

### 規則変更認証申請手続

